

---

第 2 部

---

業 務 の 概 要

(令和2年度の実績)

---

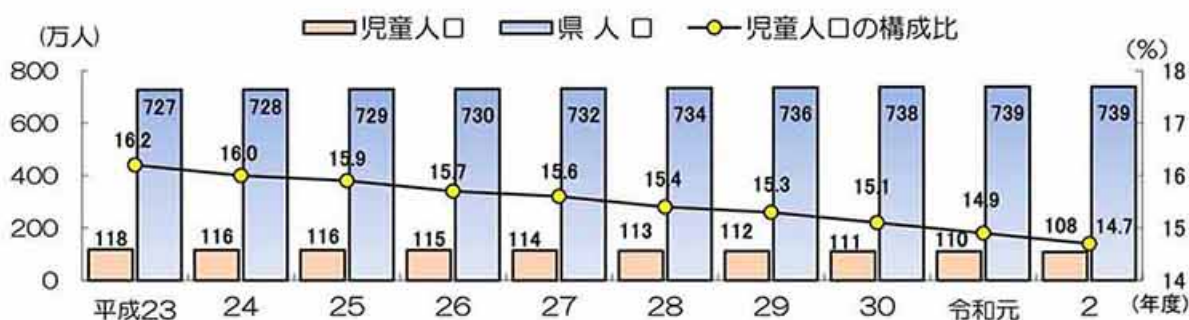
# 1 相談の受付と援助の状況

## (1) 相談の状況

### ア 児童人口（令和3年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口は増加を続けているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成23年度の約118万人から令和2年度は約108万人となり、この10年間で約10万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.5ポイント低下し、令和2年度には14.7%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）



### イ 相談件数（厚労省報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和2年度は29,441件で、前年度に比べ895件、3.0%の減少となっている。

また、令和2年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、33.6件であった。

図2 相談件数の推移



### ウ 相談内容別受付状況（厚労省報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の63.6%を占めており、以下、障害相談17.4%、育成相談4.8%、非行相談1.4%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の18,718件の中には、児童虐待相談の14,038件が含まれる。これは令和2年度に受付けた相談の総件数29,441件の47.7%に相当する。  
育成相談には性格行動相談、不登校相談、育児・しつけ相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
養護相談	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718
保健相談	47	30	36	45	34
障害相談	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112
非行相談	635	492	496	420	424
育成相談	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411
その他の相談	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742
計	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441

エ 経路別受付状況（厚労省報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」からの相談が最も多く、全体の43.9%、次に「都道府県・市町村」が21.5%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」からの通告となっている。前年度に比べ、「警察等」からの通告は340件、2.7%増加、「児童本人」からの通告は160件、90.4%増加、している。

表2 経路別受付状況

受付経路	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
都道府県・市町村	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341
児童福祉施設・里親等	126	110	169	163	135
警察等	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939
家庭裁判所	96	107	81	119	101
学校・教育委員会等	756	662	881	1,109	985
保健所・医療機関	330	329	339	376	354
家族・親戚	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449
児童本人	149	133	176	177	337
児童委員	11	12	14	10	13
近隣・知人	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209
その他	545	484	607	600	578
計	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

ア 養護相談（厚労省報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談18,718件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,065件で、養護相談全体の37.7%を占めている。0歳が一番多く年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

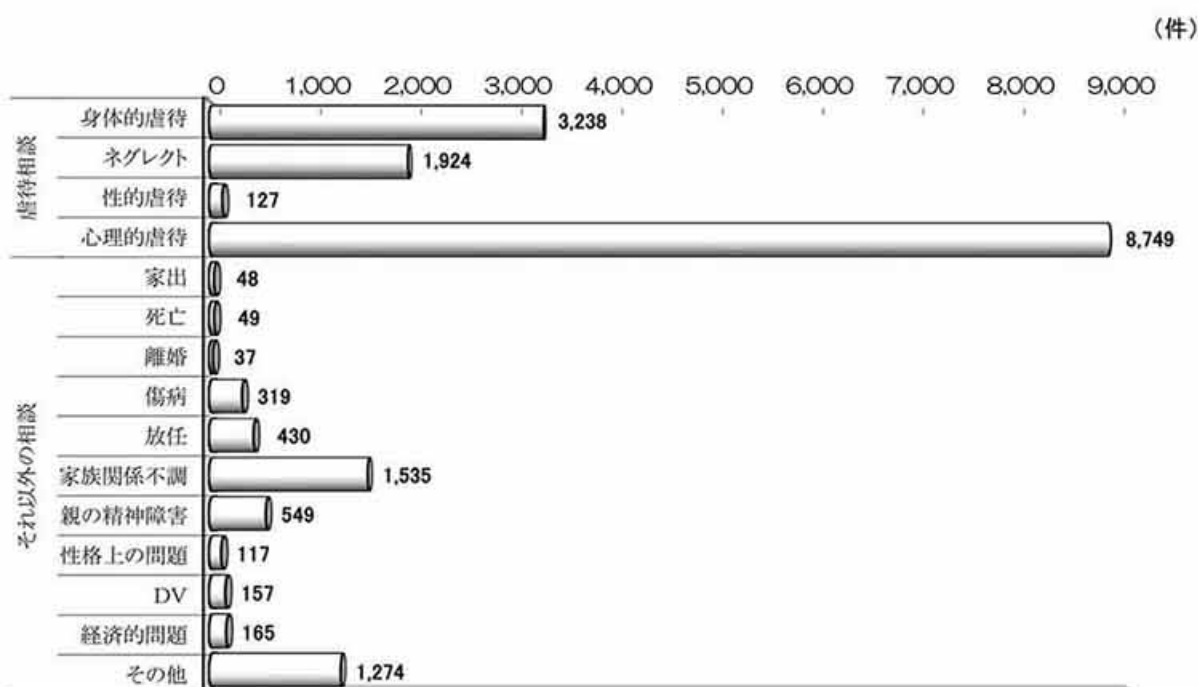
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



\*DVについて、心理的虐待に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和2年度には16,902件となり、令和元年度から571件減少した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が減少したものの10,602件(62.7%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,819件(22.6%)、「ネグレクト」2,339件(13.8%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

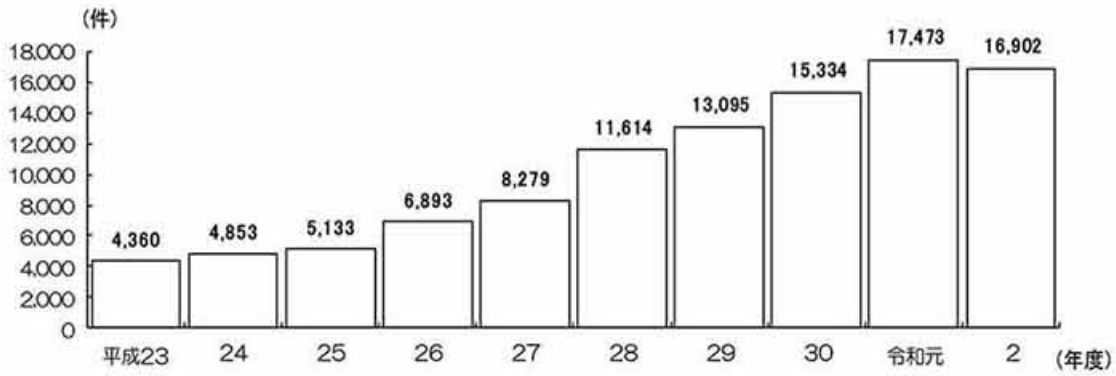


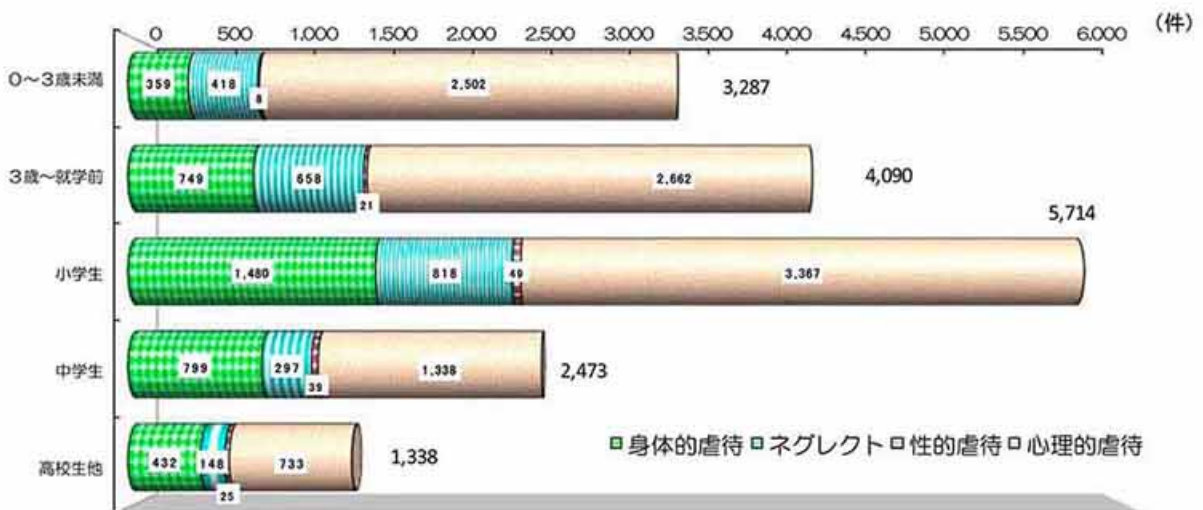
表3 虐待相談の内容

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成28年度	2,515 (482)	2,348 (478)	153 (24)	6,623 (1,288)	11,639 (2,272)
平成29年度	2,685 (505)	2,582 (582)	118 (21)	8,008 (1,602)	13,393 (2,710)
平成30年度	3,350 (607)	2,795 (549)	133 (23)	9,256 (1,758)	15,534 (2,937)
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)

注) 平成28～30年度は受理件数、令和元年度～は対応件数。また、( )は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた子供の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が7,377件、全体の43.6%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の47.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の88.1%を占めている。

図7 主な虐待者

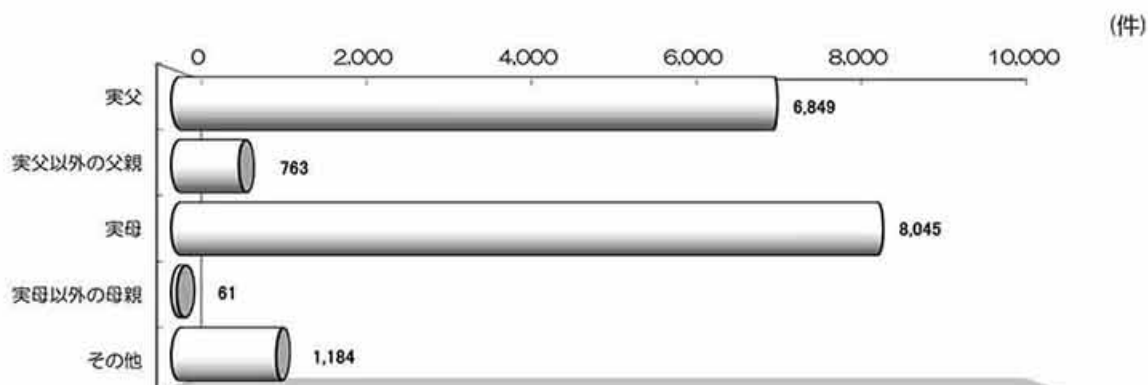


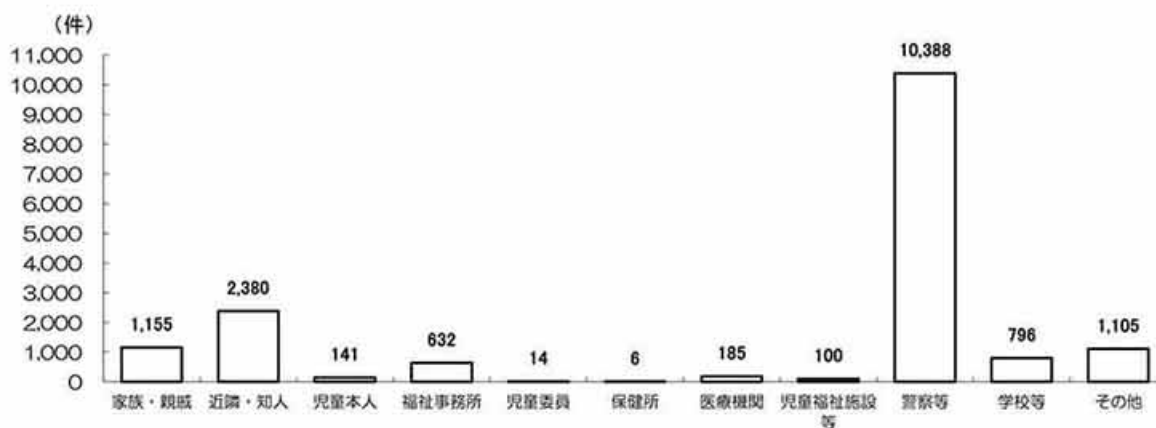
表4 主な虐待者の内訳

	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他
平成28年度	4,670	615	5,639	64	651
平成29年度	5,481	689	6,101	66	758
平成30年度	6,107	790	7,434	99	904
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184

注) 平成28年度は受理件数、平成29～令和2年度は対応件数。

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の61.5%、次いで近隣・知人の14.1%、家族・親戚の6.8%となっている。DV目撃等による警察からの通告が著しく多い。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談件数（市町村別）

児相	市町村名	30年度	元年度	2年度
中央	鴻巣市	152	236	201
	上尾市	490	611	497
	桶川市	157	128	152
	久喜市	313	332	267
	北本市	133	179	138
	蓮田市	115	126	105
	白岡市	83	79	116
	伊奈町	109	84	84
	管外・不明・県外	50	40	46
南	川口市	1,440	1,737	1,658
	蕨市	160	177	158
	戸田市	416	383	342
	管外・不明・県外	42	58	57
川越	川越市	707	625	728
	東松山市	161	194	202
	富士見市	226	310	294
	鶴ヶ島市	176	194	226
	日高市	89	93	130
	坂戸市	147	242	248
	ふじみ野市	192	286	225
	三芳町	64	81	66
	毛呂山町	59	76	90
	越生町	6	15	16
	滑川町	24	45	39
	嵐山町	21	23	31
	小川町	63	53	78
	川島町	24	25	30
	吉見町	16	11	32
	鳩山町	17	19	7
	ときがわ町	6	10	9
	東秩父村	1	0	0
	管外・不明・県外	35	47	55
	所沢	所沢市	664	738
飯能市		106	90	103
狭山市		310	364	305
入間市		270	347	313
朝霞市		235	290	316
志木市		145	140	154
和光市		98	162	181
新座市		409	364	357
管外・不明・県外		56	40	52
熊谷		熊谷市	418	365
	行田市	189	181	224
	秩父市	147	150	126
	加須市	295	273	223
	本庄市	130	161	208
	羽生市	86	124	112
	深谷市	270	270	299
	横瀬町	9	22	7
	皆野町	17	16	8
	長瀨町	5	10	5
	小鹿野町	21	23	10
	美里町	7	6	4
	神川町	35	36	26
	上里町	44	40	43
	寄居町	40	51	50
	管外・不明・県外	28	34	21
越谷	春日部市	473	546	472
	越谷市	675	867	909
	幸手市	62	79	96
	宮代町	52	68	82
	杉戸町	61	76	79
	松伏町	55	57	60
	管外・不明・県外	48	33	37
草加	草加市	611	668	615
	八潮市	255	309	235
	三郷市	326	358	360
	吉川市	160	192	160
	管外・不明・県外	-	49	24
さいたま市児相		2,937	3,355	3,241
合計		15,534	17,473	16,902

※ 平成30年度は受付件数、令和元、2年度は対応件数である。

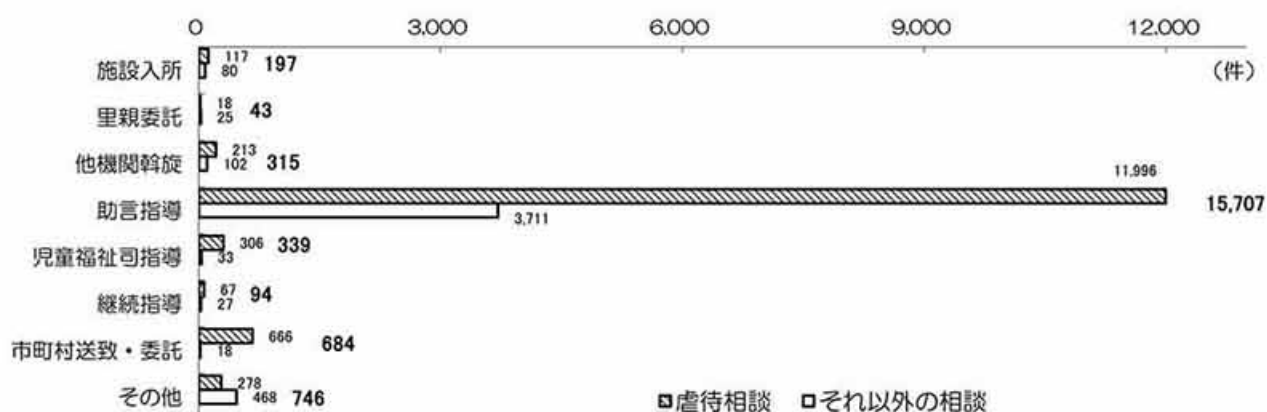
## (工) 援助状況

児童相談所で受付けた養護相談で、調査・面接あるいは一時保護等の援助を行った後、令和2年度中に何らかの援助を行ったものは18,125件であった。そのうち、「施設入所」、「障害児施設等への利用契約」と「里親委託」は合わせて243件あり、全体の1.3%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談処理件数（厚労省報告例第45表より）



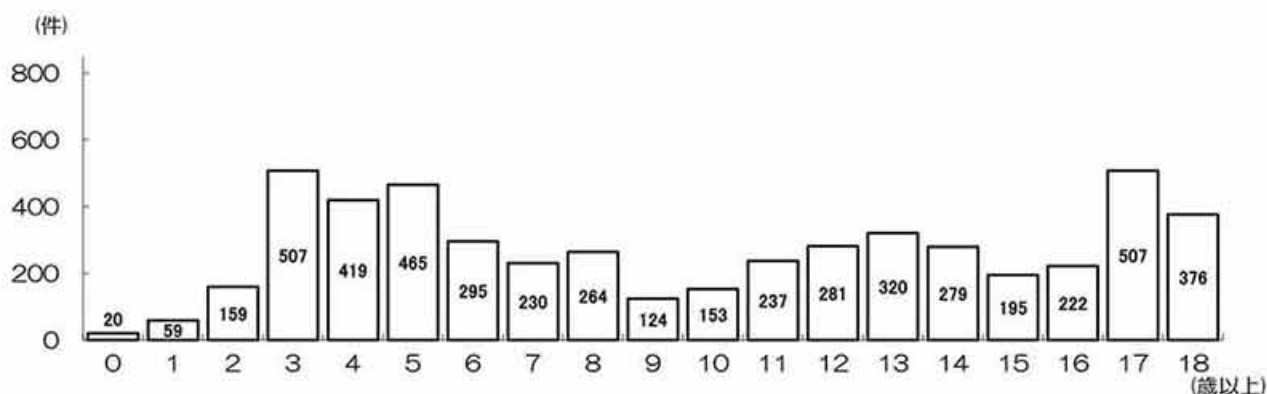
## イ 障害相談

### (ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

また、中学校卒業後の進学、就労や施設への通所等、サービスを受けるために必要な療育手帳の申請が増えるため、14歳前後の相談が増加する。18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

図10 障害児童相談年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

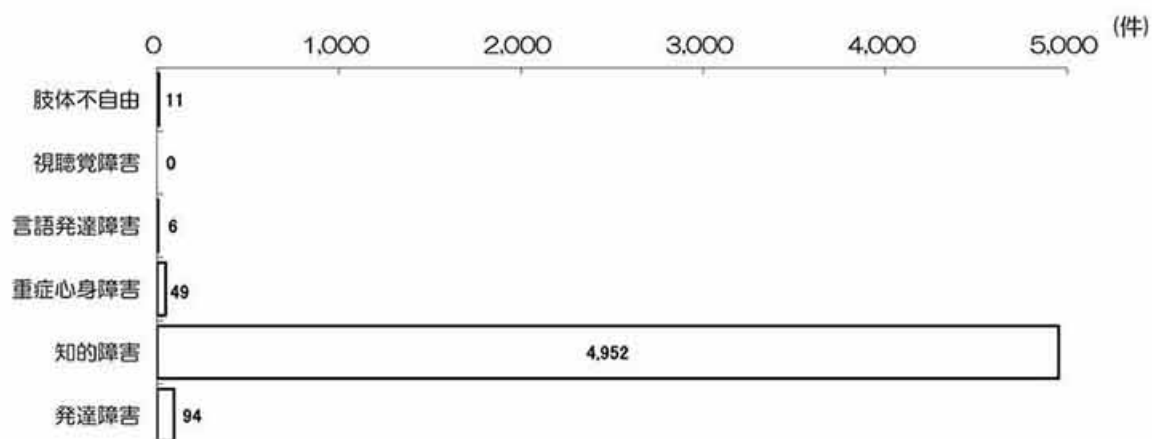




### (イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和2年度に相談を受付けた5,112件のうち知的障害相談が4,952件(96.9%)を占めている。

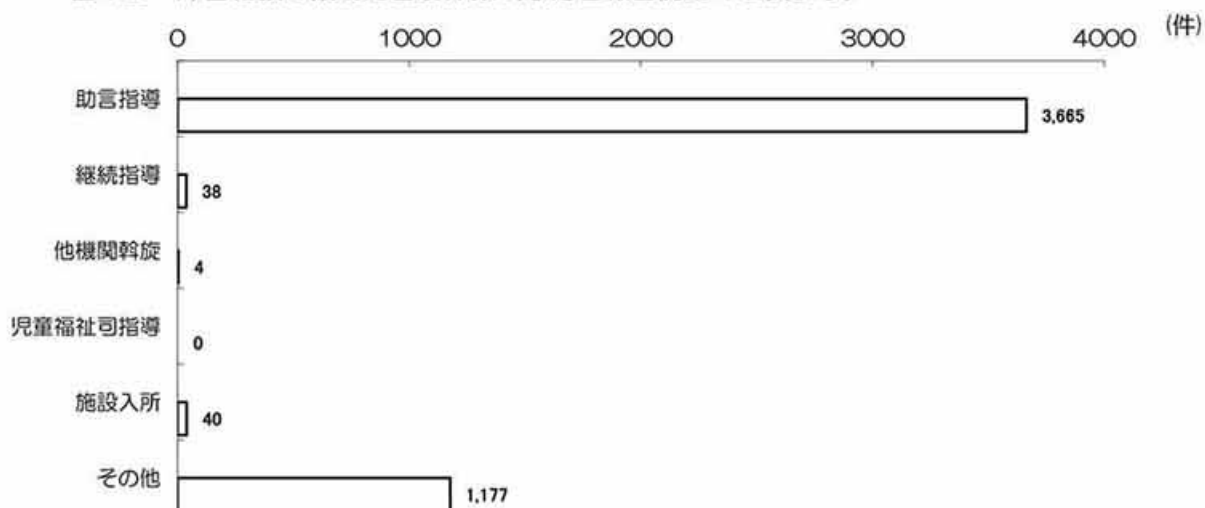
図11 障害相談の内容別件数



### (ウ) 援助状況

障害相談で、令和2年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は4,924件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図12 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談4,924件を内容から見ると、「助言指導」が3,665件であり、全体の74.4%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他 あつせん 機関	児童福祉司 指導	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	5	6			6		17
視聴覚障害相談							0
言語発達障害等相談	6						6
重症心身障害相談	13	29			30	1	73
知的障害相談	3,558	3	1		4	1,168	4,734
発達障害相談	83		3			8	94
計	3,665	38	4	0	40	1,177	4,924

注) 施設入所には、措置と利用契約とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

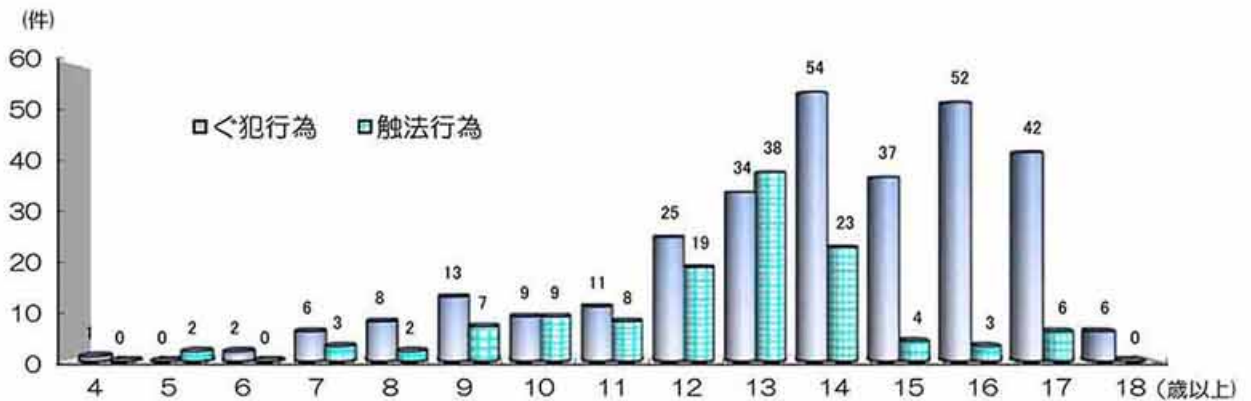
令和2年度に受理した非行相談の数は424件であり、前年度の420件とほぼ同じである。全相談受付件数29,441件の1.4%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が300件、触法行為等相談が124件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が190件を数え、全体の44.8%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、内容の重篤な、対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

＜犯行為等相談では、「家出・放浪」が121件で最も多く、40.3%を占めている。  
 触法行為等相談では、「窃盗」が65件で最も多く、52.4%を占める。

表7 ＜犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊・遊び	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	33	12	11	27	22	2	2	2	1	34	146
女	88	6	18	11	4	17	2	3	0	5	154
計	121	18	29	38	26	19	4	5	1	39	300

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	強わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	32	3	4	10	1	9	4	12	75
女	33	1	1	6	1	0	3	4	49
計	65	4	5	16	2	9	7	16	124

(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

援助を実施した「＜犯」及び「触法」を合わせた非行相談388件のうち、317件（81.7%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは8件（2.1%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
＜犯行為等相談	217	4	12	10	6	2	17	268
触法行為等相談	100	0	6	6	2	2	4	120
計	317	4	18	16	8	4	21	388

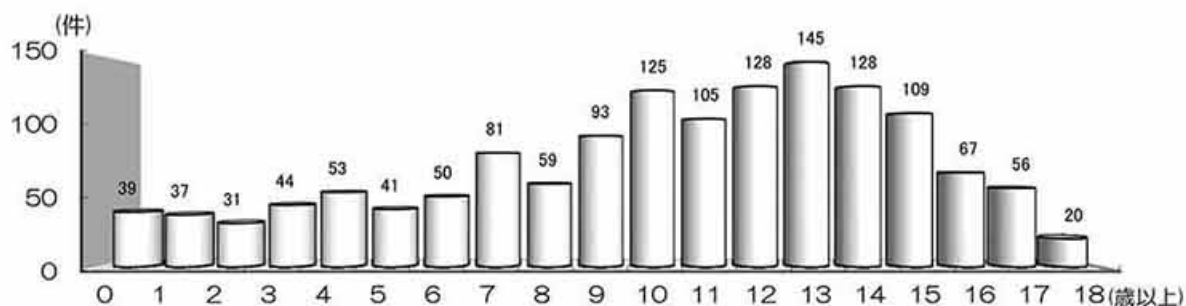
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。  
 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。  
 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

エ 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

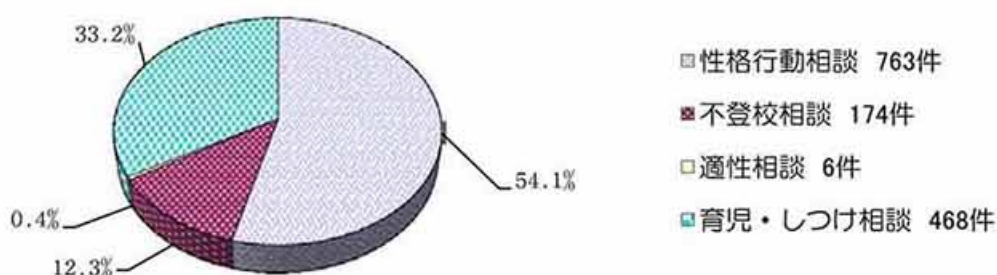
令和2年度の受付件数は1,411件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

育成相談について、令和2年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	施設入所	その他	計
性格行動相談	656	28	5	4	5	50	748
不登校相談	159	1	4	0	0	5	169
適性相談	7	0	0	0	0	0	7
育児・しつけ相談	431	2	7	0	1	27	468
計	1,253	31	16	4	7	81	1,392

オ 保健相談・その他の相談（厚労省報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	34	0	1	0	0	35
その他の相談	943	0	74	2	2,724	3,743

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

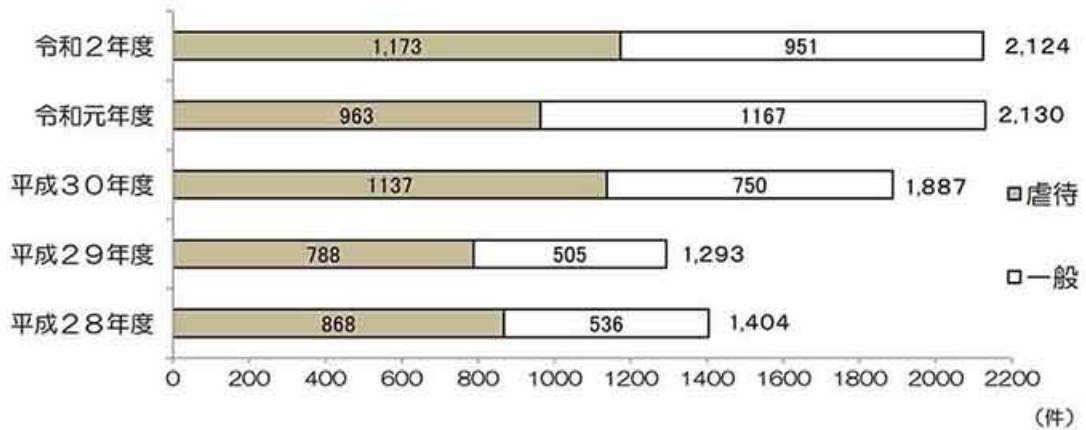
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和2年度に通報ダイヤルに寄せられた通報は2,124件であった。そのうち8件について緊急保護を行った。年々受付件数が増えている要因として、児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響によるものと思われる。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌8時半)	休日の日中 (8時半～18時)	合計
虐待通報	505	276	392	1,173
虐待以外の相談	416	257	278	951
受付合計	921	533	670	2,124

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



## 2 活動状況

### (1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

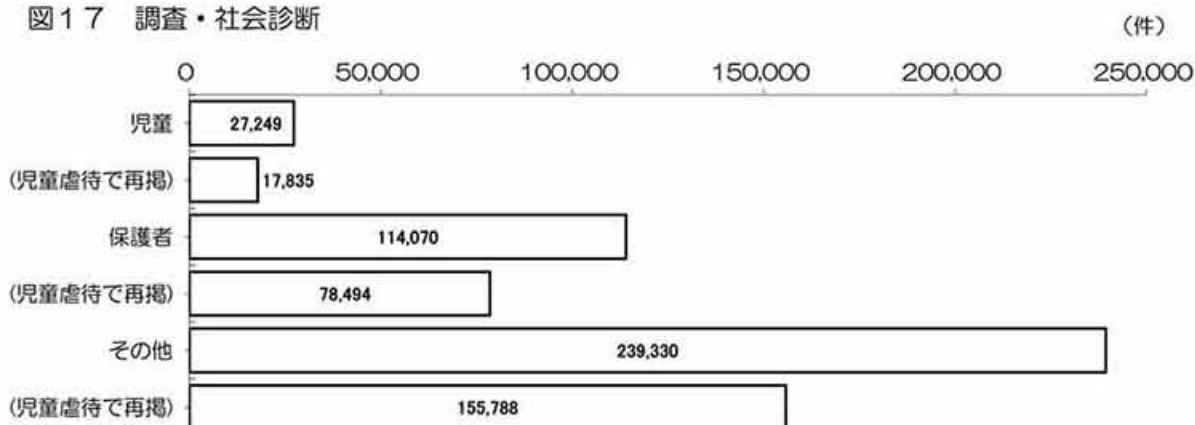
#### ア 調査・社会診断（厚労省報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和2年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ380,649件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

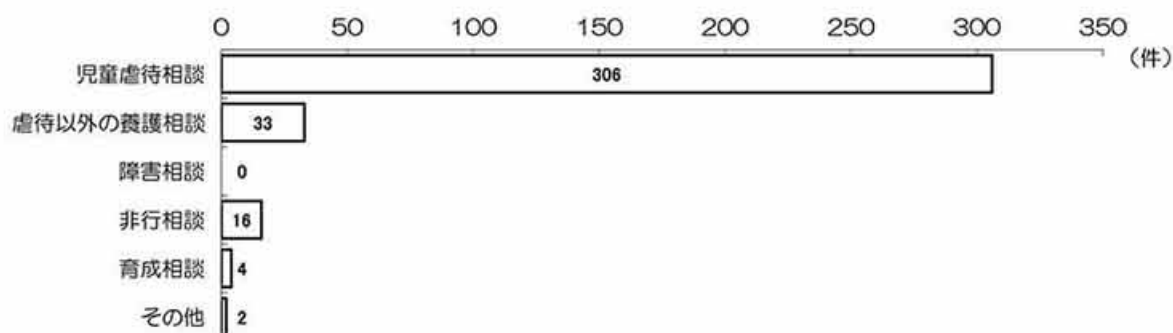


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の62.9%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

#### イ 児童福祉司指導（厚労省報告例第45表より）

令和2年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は361件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の93.9%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

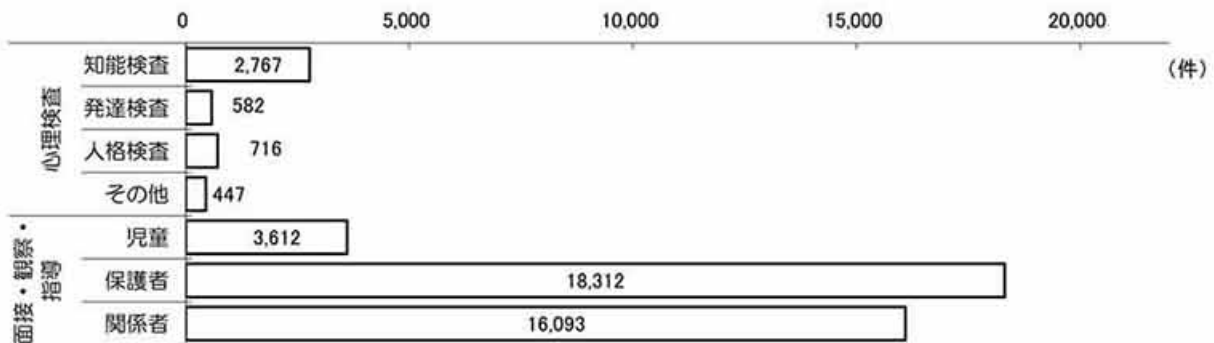


## (2) 児童心理司の活動状況

### ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（厚労省報告例第48表より）

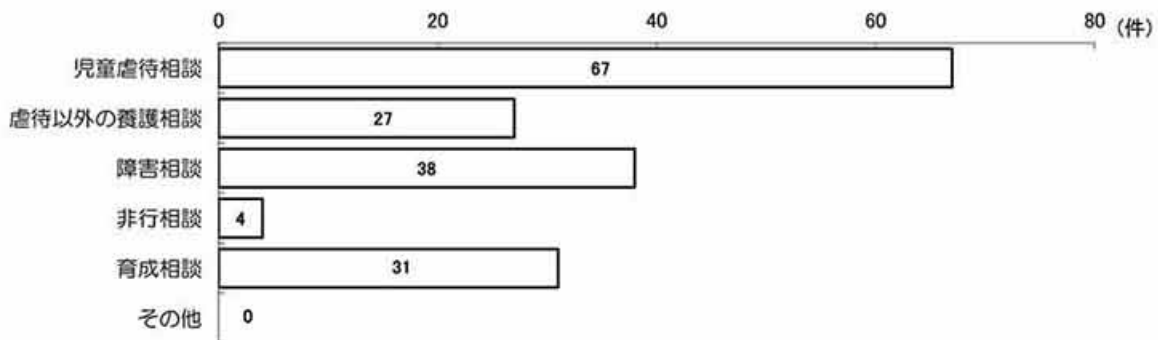


### イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和2年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて167件である。児童虐待相談を含む養護相談が94件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（厚労省報告例第45表より）



## (3) 「家族支援」の取組みについて

### ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

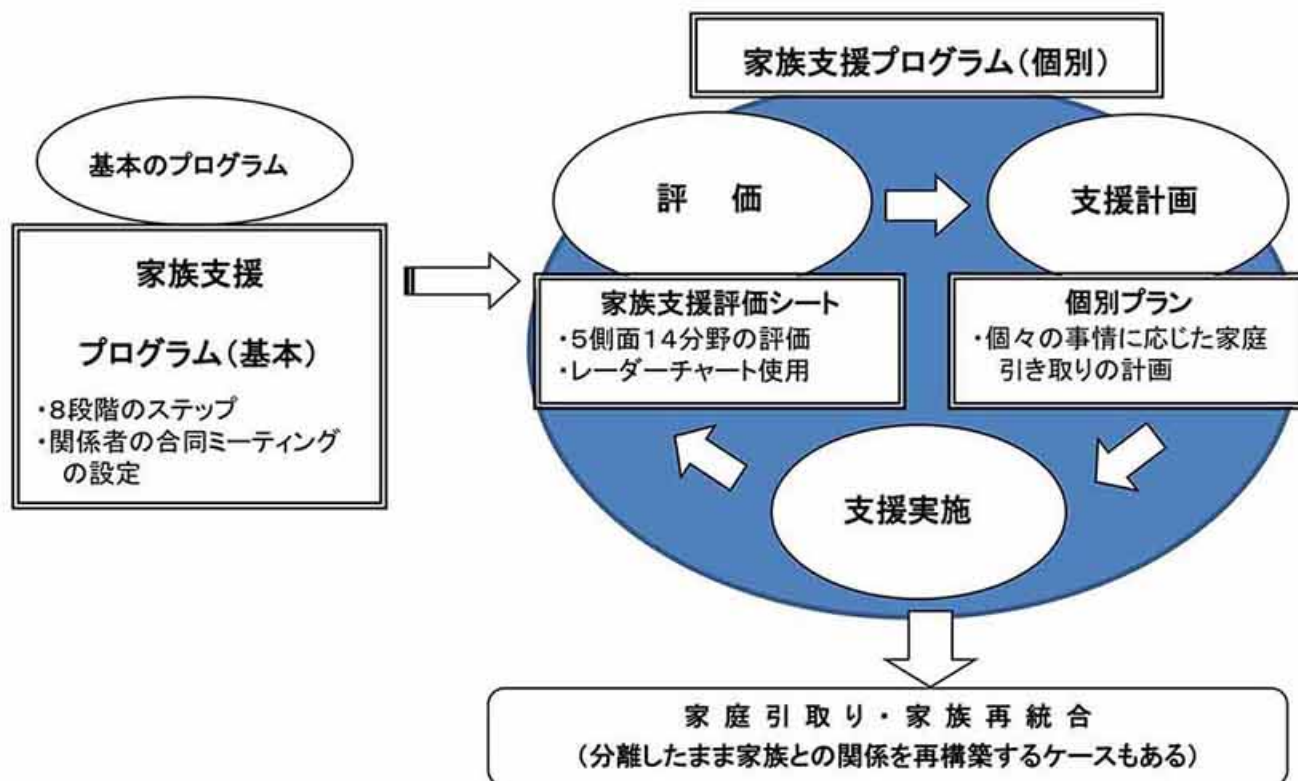
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家族支援指針」参照。)

## イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

### 家族支援システムの概念図



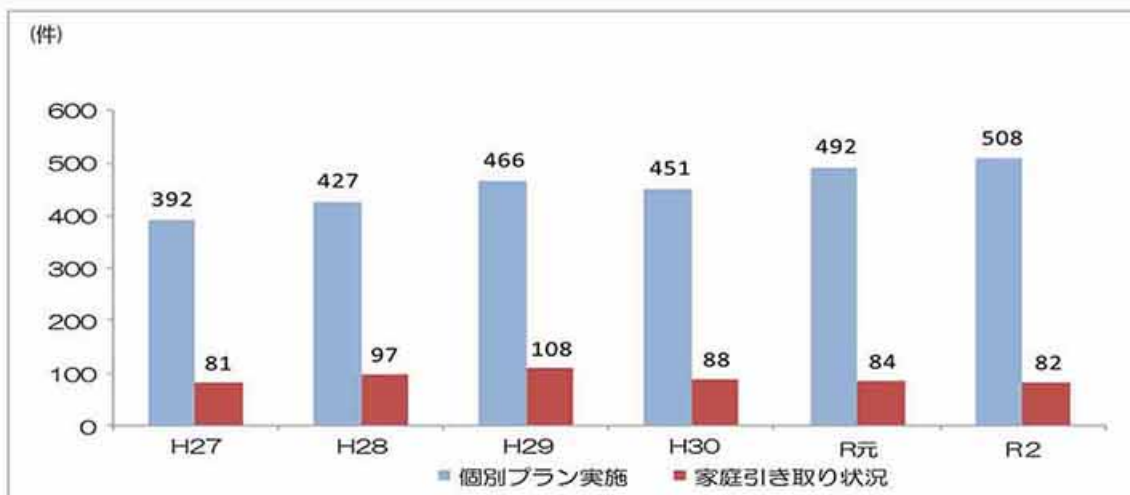
家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

#### (ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和2年度の個別プラン実施件数は508件であり、うち82件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。



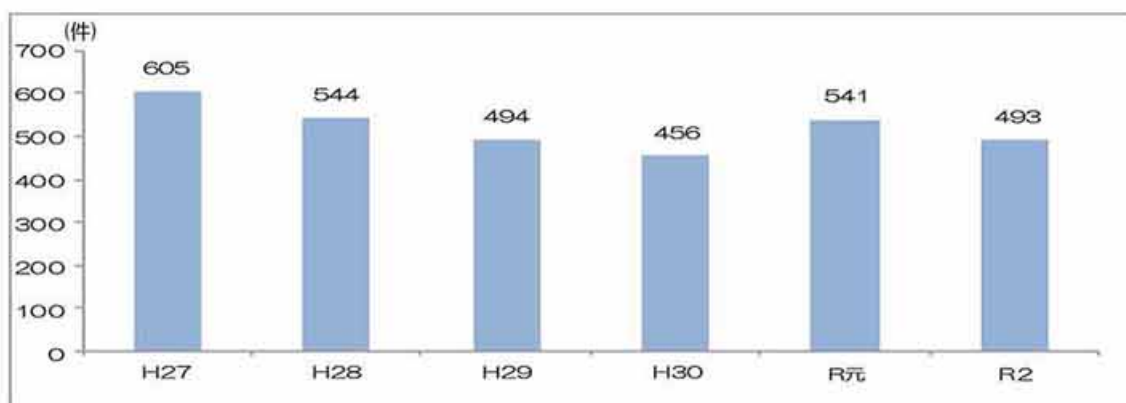
図21 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図22 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計945件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

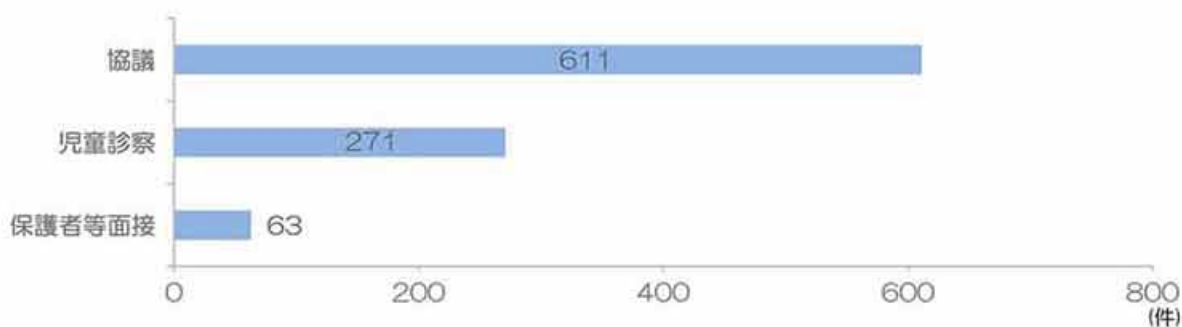
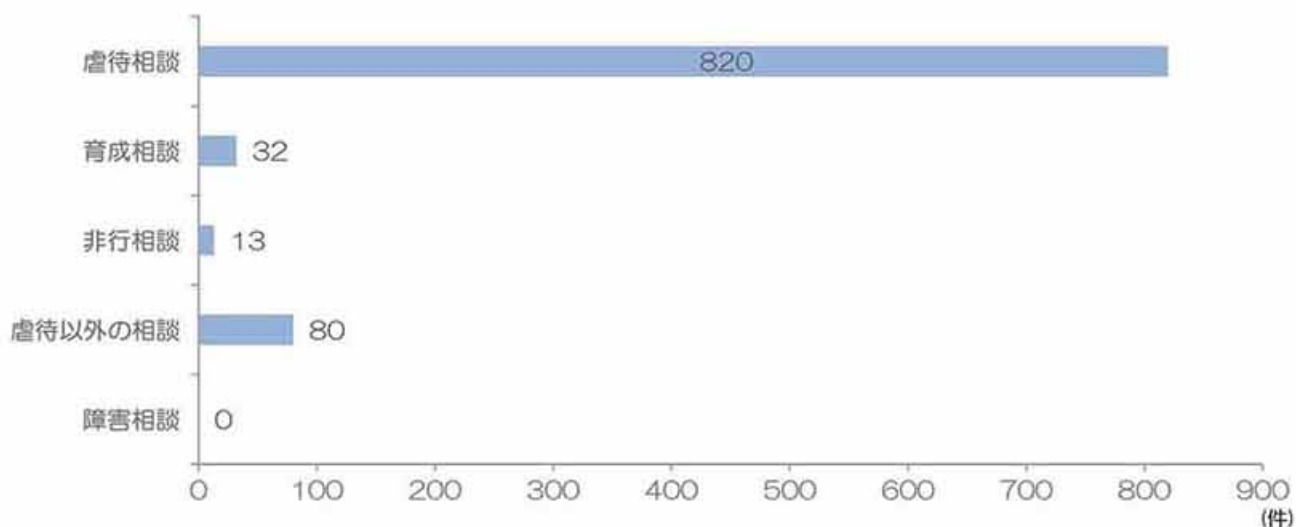


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（厚労省報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和2年度に中央、南、所沢及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

表13 相談・年齢階層別一時保護の状況（一時保護所分）

	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
0～5歳	134	0	0	3	1	138
6～11歳	315	0	5	11	0	331
12～14歳	252	1	23	10	0	286
15歳以上	154	1	30	4	0	189
計	855	2	58	28	1	944

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・越谷 各30名である。

相談種別では、養護相談が全体の90.6%を占め、次いで非行相談の6.1%となっている。全体の割合からすると、養護児童が多くを占めるものの、中には、児童の安全を確保するために、児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童もおり、児童の精神的安定を図る上で、いろいろ

ろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

令和2年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14 委託保護分（管外児童相談所への委託保護分を含む）

	委 託	委託解除	委 託 機 関（年度中の解除数）			
			警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児 童 数	682	663	2	376	184	101
延 べ 日 数	—	32,963	4	26,633	3,636	2,690

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

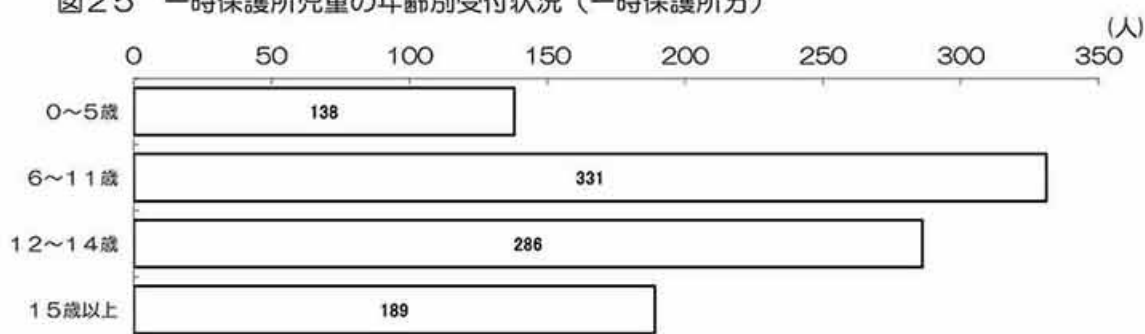


図26 児童相談所別一時保護児童数（一時保護所分）

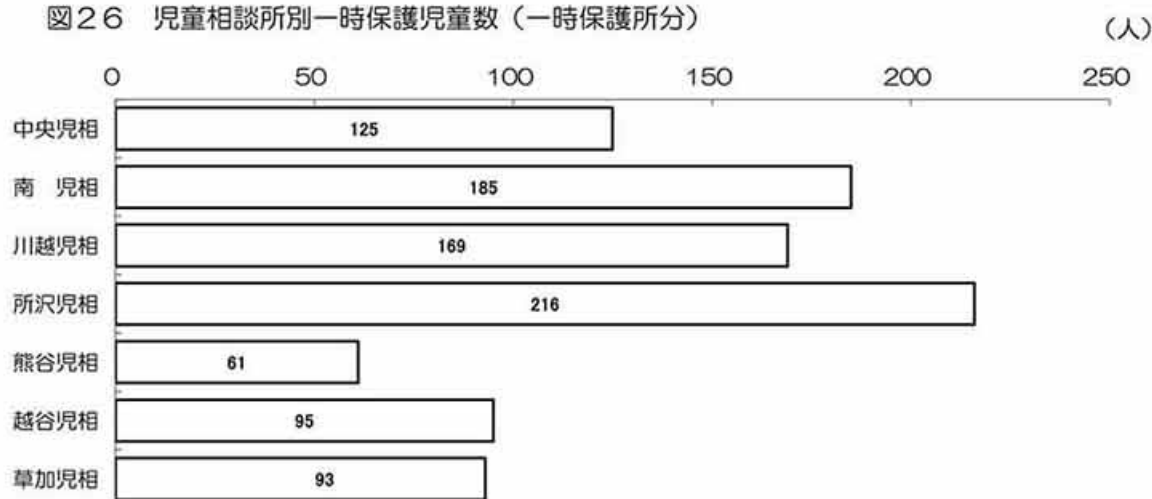


表15 一時保護所 月別平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	22.4	27.1	30.8	32.1	31.7	30.5	31.0	30.2	29.8	31.0	31.9	30.9
南児相	22.2	28.1	25.4	27.8	27.8	31.1	29.0	29.5	30.5	31.2	32.0	31.4
所沢児相	27.8	26.2	29.0	30.5	31.4	30.3	33.3	32.9	33.0	33.3	33.8	34.6
越谷児相	26.0	24.5	24.5	28.7	27.9	31.0	30.7	30.3	30.2	26.6	30.7	26.2

図27 一時保護所退所後の状況

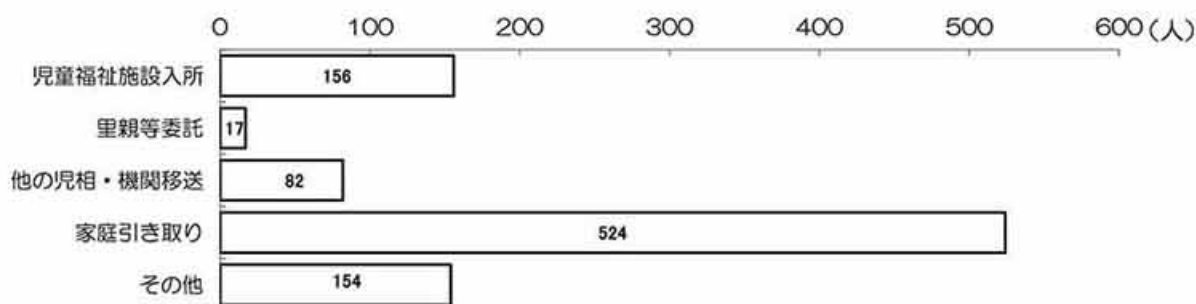


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
児童福祉施設入所	137	0	10	9	0	156
里親等委託	17	0	0	0	0	17
他の児相・機関移送	75	0	5	2	0	82
家庭引き取り	476	2	33	13	0	524
その他	142	0	9	3	0	154
計	847	2	57	27	0	933

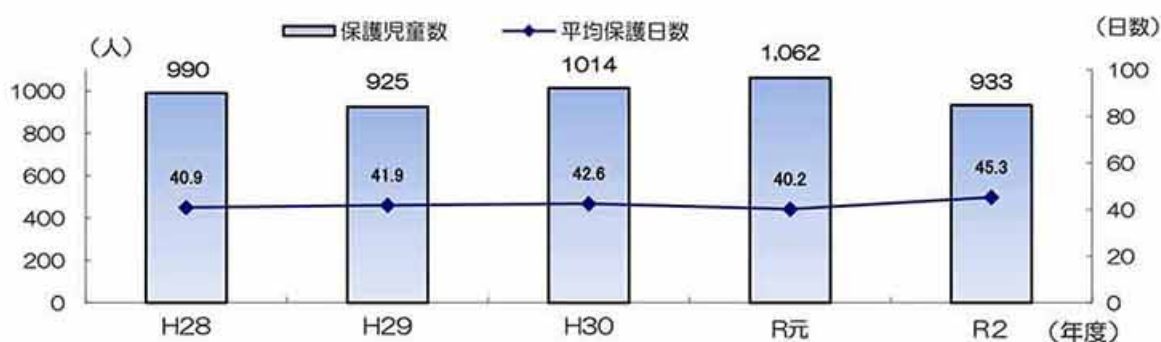
令和2年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	越谷	合計
A 保護児童数（退所児童数）	209	266	251	207	933
B 保護延べ日数	10,113	10,035	11,430	10,642	42,220
C 1日当たり平均児童数(B/365)	27.7	27.5	31.3	29.2	115.7
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	48.4	37.7	45.5	51.4	45.3

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



### 3 児童福祉施設・里親等の状況

#### (1) 児童福祉施設

##### ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）の入退所状況（厚労省報告例第50表より）

令和2年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、この数年の児童虐待相談の急増により、施設利用の機会が増え、そのため、年度の半ばで満床となる施設も出てきている。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R3年3月末日 現在
乳児院	96	104	154
児童養護施設	152	173	1,072
児童心理治療施設	14	12	46
児童自立支援施設	21	25	32
計	283	314	1,304

##### イ 障害児施設の入所状況

令和2年度の障害児施設の入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、常に満床に近く、新規の入所が難しい状況である。

表19 障害児施設の入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	132
肢体不自由児施設	13
重症心身障害児施設	98
その他	4
計	247

注1 数値は、児童福祉施設等在籍状況（速報）の令和3年3月1日現在の数値

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

##### ウ 施設退所児童の状況

令和2年度に、乳児院及び児童養護施設を退所した児童は、次表のとおりである。乳児院、児童養護施設からの家庭引取りは、それぞれ47人（45.2%：退所児童数に占める割合）、66人（38.2%：同）であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引取り	児童福祉施設への変更	満 齢	里親委託	就 職	その他	計
乳児院	47	35		16		6	104
児童養護施設	66	6	19	13	36	33	173
計	113	41	19	29	36	39	277

図29 乳児院退所理由の内訳

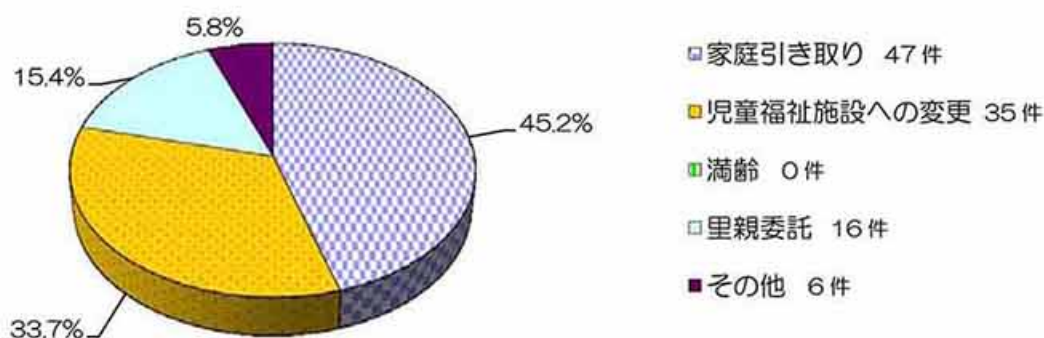
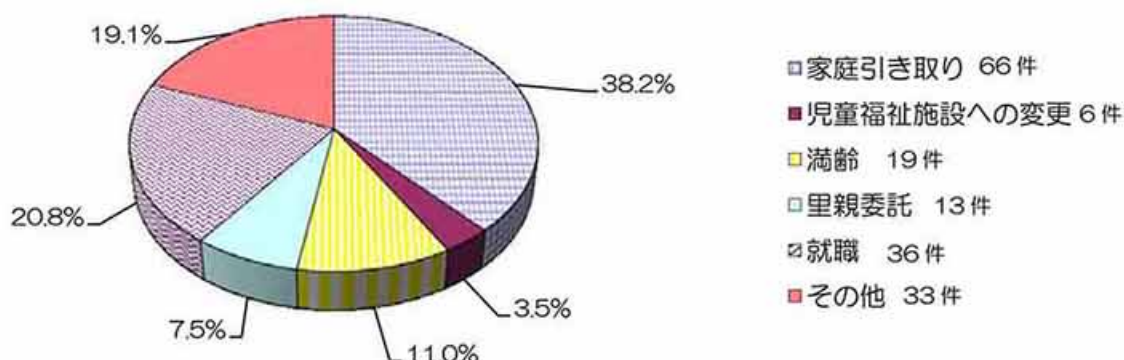


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。平成25年度は、5年ごとの登録更新の年度に当たり、取消者が増加した。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（厚労省報告例第56表より）

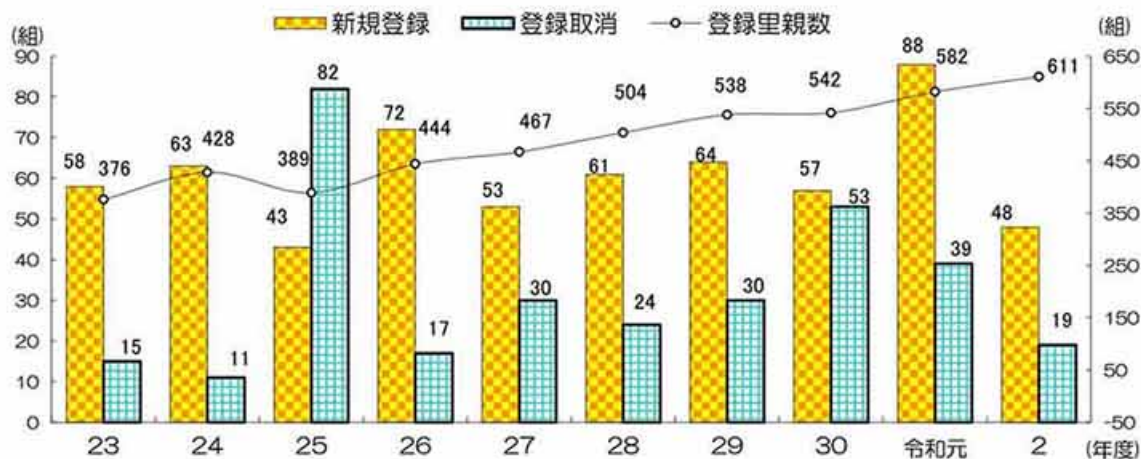


表21 里親の種類別登録数（令和2年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		582	48	19	611
再掲	養育里親数	577	46	19	604
	専門里親数	30	2	1	31
	親族里親数	3	2	0	5
	養子縁組里親数	422	40	15	447

イ 委託の状況

令和2年度末の登録里親611組のうち、190組の里親に217人の児童が委託されている。令和2年度中に新たに委託された児童は79人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が55.7%、家庭からの委託が21.5%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）

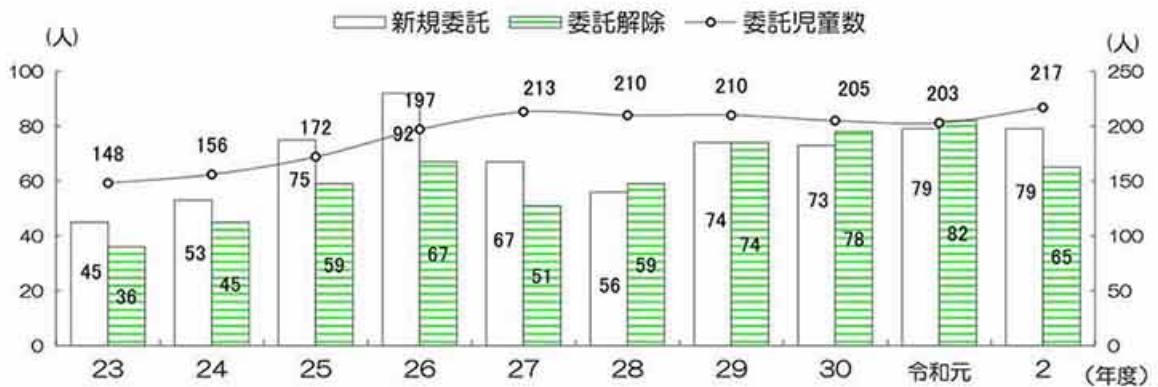
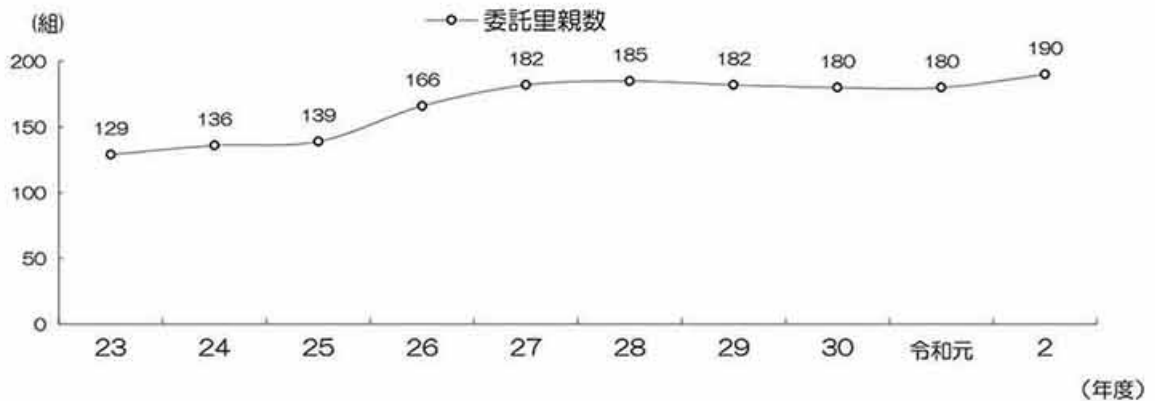


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



### ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和2年度末現在で21か所、88人の児童が委託されている。

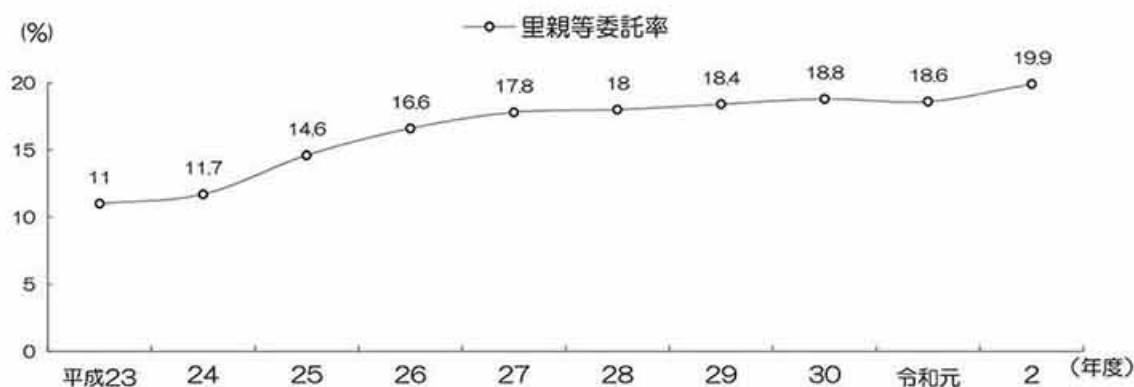
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
ホーム数	法人型	5	5	5	5	6	6
	個人型	8	10	11	12	13	15
	計	13	15	16	17	19	21
委託児童数（人）		51	64	66	79	84	88

注1）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

### エ 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和2年度末で31組が登録しており、委託されている児童は5人である。

### オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。



## (ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	7回	64名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	3回	35名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	4回	25名
	小計		14回	124名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	5回	80名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	3回	21名
	障害児サロン	障害のある子を委託中の里親	3回	13名
	小計		11回	114名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	6回	108名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	3回	13名
	小計		9回	121名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子	5回	61名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	4回	39名
	小計		9回	100名
熊谷	委託直後研修(ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	8回	90名
	小計		8回	90名
越谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	7回	61名
	里親サロン	委託中及び委託解除後の里親子	1回	14名
	小計		8回	75名
草加	委託直後研修	委託後1年までの里親	5回	43名
	委託直後研修(中高生)	委託後1年までの里親	2回	8名
	小計		7回	51名

## (イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	日帰り秋レクリエーション（東武動物公園）	91名
南 はなみずき会	はなみずきファミリー旅行（山梨県清里方面）	中止
	クリスマス会	中止
	里父の会	中止
	里母の会	中止
川越 はつかり会	春季親子レクリエーション（ムーミンバレーパーク）	26名
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年1回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	中止
	入学・卒業お祝い会	中止
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第58号発行	年1回発行
	里母の会	中止
	中高生の集い	中止
	里親里子親子交流事業（横瀬町・現地集合日帰り）	40名
	里親サロンほか（先輩里親体験談、パン作り）	計2回29名
	地区会（クリスマスケーキ作り等）	計1回26名
	入進学・卒業を祝う会（テイクアウト形式）	23名
越谷 さくらんぼの会	親子レク（オンラインゲーム大会）	2回・29名
	親子レク（座談会）	1回・11名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前修」）を里親登録前に受講することが必要となった。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）に対し、令和2年度は講義研修を5回開催した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談
- ・施設見学（DVD視聴）など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に実施した。

令和2年度は講義研修を4回開催したほか、養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和2年度は、講義研修を4回開催した。

養育実習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を取りやめた。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

## (エ) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	7月18日 9月 5日	11名 11名
	里親研修会 「子育てのイライラを上手に解消する方法 ～ 子育てを楽しむために～」 ビューティフルマナー株式会社 代表取締役 岸田 輝美 氏	11月7日	38名
	里親入門講座 桶川市役所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子ども達 児童福祉施設職員	11月14日	16名
南	里親研修会 ※ 南はなみずき会会員には、1回分の研修の代替えとして、「子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2」（社会福祉法人二葉保育園二葉子どもと里親サポートステーション発行）、 「子どもの権利条約カードブック」（日本ユニセフ協会発行）を郵送。	11月	中止
	里親入門講座 川口市並木公民館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月31日	20名
川 越	委託・未委託里親研修会 ウエスタ川越 ベテラン里親の体験談 管内里親2組4名	2月10日	中 止
所 沢	里親研修会（第1回） 「ライフストーリーワーク研修会」	7月20日 8月28日 9月 7日	55名

熊 谷	里親研修会（第1回） <場所>深谷市岡部公民館（当初、延期後） <内容>先輩里親体験談等、グループで話し合い ※第1回目を延期したが、延期後も再中止。	5月15日 1月31日	中止・延期 再中止
	里親入門講座（第1回） <場所>熊谷児童相談所（当初） 熊谷市江南公民館（延期後） <内容>里親制度について 児童相談所職員 施設の子どもたちについて 里親支援専門相談員1名 里親養育体験談 管内里親1名  ※第2回目は中止。	5月15日 9月6日	中止・延期 40名
	親子勉強会（人権学習）	当初より 中 止	
越 谷	※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、 委託・未委託里親研修や里親入門講座を中止した。		
草 加	里親基礎研修・文教学院大学 森 和子 教授	9月4日	25名

キ 委託解除の状況（厚労省報告例第57表より）

令和2年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は65件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

家庭引き取り	4件	6.2%
普通養子縁組	0件	0%
特別養子縁組	13件	20.0%
18歳に達したため	5件	7.7%
就 職	2件	3.1%
児童福祉施設に変更	3件	4.6%
他の里親に委託	17件	26.2%
そ の 他	21件	32.3%
合 計	65件	100%

図35 委託解除の理由

